

内部統制システム構築の法的義務と 役員の責任

北沢 義博

1. 内部統制システムとは何か
 - (1) 議論の契機
 - (2) 法的責任の場面への登場
 - (3) 内部統制システムの捉え方
 - (4) 商法・会社法の考える内部統制システム
 - (5) 法務省令における内部統制システム
 - (6) 監査役の監査基準における内部統制
 - (7) 政府機関における内部統制システムの研究
 - (8) 法的義務としての位置づけ
2. 「財務情報の正確性」を中心とする内部統制システムの議論の進化
3. 内部統制システムの構築を巡る判例の考え方
4. 役員のとるべき対応

1. 内部統制システムとは何か

(1) 議論の契機

近時、株式会社における内部統制システムについての議論が盛んである。この議論の関連で、世間の耳目を集めた事案としては、西武鉄道の証券取引法違反事件⁽¹⁾、カネボウの粉飾決算と公認会計士の逮捕⁽²⁾など、枚挙にいとまがない。

内部統制システムを適正に構築し、運用することは企業運営の基本であり、同時に役員の職務であるということは、ほぼ異論の見ないところである。このような状況の中で、我々法律家の役目は、この「役員の内部統制システム構築・運用義務」が、法的にどのような性格を持つものであり、また不幸にして、その義務を怠ったと認定されたときに、どのような責任が問われるかを明らかにすることである。

内部統制システムは、これまで主に、財務諸表監査の一環として議論されてきたものといえる。ところが、その概念が、様々な契機により、財務諸表監査の問題にとどまらず、企業経営全般に亘るものとなってきた。本講では、内部統制システム構築義務の法的性質について検討するものである。

また、余談ではあるが、新司法試験のプレテストにおいても、内部統制システムに関連する問題が出題されており⁽³⁾、法科大学院生の関心も高まったものと思われる。

(2) 法的責任の場面への登場

「内部統制システム」が、法律家の議論に登場する契機となったのは、やはり「大和銀行株主代表訴訟事件」(以下単に「大和銀行事件」という)である⁽⁴⁾。第一審の判決の中で、裁判所は「取締役会は、リスク管理体制(すなわち内部統制システム)の大綱を決定することを要する」と述べ、内部統制システムの構築が会社の取締役会の責任であり、内部統制システムは、リスク管理体制のことでありという前提で、論を進めている⁽⁵⁾。

後にも述べるように、「内部統制システム」は多義的であり、法律でも直接これを定義しているわけではない。ただ、一般的に、内部統制システムは「リスク管理体制」と同義であるとしてとらえることは少ないと思われる。大阪地裁の裁判官が、なぜそ

のような理解をしたか、興味深いところではあるが、いずれにしても「内部統制システム」が法律家の間で定着するきっかけとなった判例として画期的なものであることは間違いない⁽⁶⁾。

(3) 内部統制システムの捉え方

コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスがそうであるように、内部統制システムについても、用語の定義について議論することは、あまり意味のあることではない。かといって、全く方向性の違う議論になることを避けるためには、ある程度の定義はもちろん必要である。「内部統制システムとは、リスク管理、法令等遵守、業務の効率化、適正な財務報告などの目的を達成するために、経営活動の携わる人々の行動を統制する仕組み」⁽⁷⁾などとするのが穏当なところであろう。

この定義は、大和銀行事件の判決よりも、かなり広いものであり、企業経営全般に亘るものである。従って、このようなものが役員の法的責任と直接に繋がるかという疑問が湧いてくる。

(4) 商法・会社法の考える内部統制システム

内部統制システムという用語は使われていないが、平成18年5月施行予定の新会社法（以下単に「会社法」という）においては、内部統制システムに関する規定が明確に置かれている。大和銀行事件で注目された「内部統制システム」が立法上も認知されたといえる。

立法上、内部統制システムが意識されたのは、平成14年の商法改正で委員会等設置会社が認められたときである。委員会等設置会社における、監査委員会は、取締役および執行役の職務を監査する権限と義務を負うが（商法特例法21条の8第2項1号）取締役会は、監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項を決定しなければならず（特例法21条の7第1項2号）この決定事項は取締役委任することができない（同条2項）とされた。

現行法務省令（商法施行規則193条）は、取締役会が決議する監査委員会の職務の執行のための必要事項として6つの事項を記述している。本条全体が内部統制システ

ムの構築に関連する規定である⁽⁸⁾が、特に内部統制システムの実体として位置づけられるのが、損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項 執行役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ、効率的に行われていることを確保するための体制に関するその他の事項、である⁽⁹⁾。

内部統制システム概念が、法文上も明示されたわけである。これは、会社法においても引き継がれ、発展させられている。すなわち、取締役会設置会社において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備⁽¹⁰⁾を取締役会の専決事項とし(362条4項6号、取締役会非設置会社における同趣旨の規定として348条3項4号)さらに大会社においては、取締役会にその決定を義務付けている(362条5項、348条4項)⁽¹¹⁾。

委員会設置会社については、取締役会の専決事項として、また決定義務のある事項として、監査委員会の職務の執行のために必要なものとして法務省令で定める事項(416条1項1号口)および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備(同号ホ)が規定されている。

上記、法務省令は、平成18年2月7日公布された⁽¹²⁾。

(5) 法務省令における内部統制システム

会社法関係法務省令は、全般に亘る「会社法施行規則」と計算と電子公告に関する2省令から成っている。内部統制システム関連事項は会社法施行規則に記述されている⁽¹³⁾。

会社法施行規則中、98条(取締役会設置会社以外)、100条(取締役会設置会社)112条(委員会設置会社)がそれぞれの株式会社における内部統制システムについて規定している⁽¹⁴⁾。共通する内容としては、職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 職務の執行が効率的に行われることを確保する体制 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 企業集団における業務の適正を確保するための体制、である。

商法施行規則の規定から引き継がれたリスク管理体制、法令遵守体制、そして業務の効率性を目指す体制に加え、情報管理、企業集団としての内部統制の確保が規定さ

れたことに注意を要する。そして、委員会設置会社の内部統制システムは、監査委員会の職務の執行のために必要な部分と取締役会としての監督のために必要な部分に分けられ、監査役設置会社の内部統制は、後者に限られるという点に相違があるとされる⁽¹⁵⁾。

(6) 監査役の監査基準における内部統制

現行商法および会社法が内部統制システムの整備を会社に求めていることは明らかであるが、条文上「内部統制システム」という用語は使われていない。これに対し、日本監査役協会の監査役監査基準は、「内部統制システム」を用語としても明確に使用している⁽¹⁶⁾。

監査役は、業務執行はしないから、もっぱら、取締役会が内部統制システム構築の責任を果たしているか監査する、という職務を担うことになる。

平成16年2月に全面改訂された、監査役監査基準は、内部統制システムに関連する監査対象として、3つの事項を列挙している。法令遵守体制 リスク管理体制 財務情報その他企業情報のディスクロージャー体制である。が商法施行規則193条の規定と少し異なるとされる⁽¹⁷⁾。

監査役の場合、自らが積極的に内部統制システムを構築するわけではないので、内部統制システム関連部門との情報交流、提携が重要となる。従って、取締役会からの定期報告（監査基準15条2項）内部監査部門との連携および会計監査人からの報告（同条3項）取締役会への報告、助言・勧告（同条4項）など、他部門との協力が重要になる⁽¹⁸⁾。

(7) 政府機関における内部統制システムの研究

法令および監査役監査基準に次いで注目すべきは、経済産業省関連の研究会が提案する、内部統制システム構築の提案である。経済産業省では、平成15年6月「リスク管理・内部統制に関する研究会報告書 リスクマネジメントと一体となって機能する内部統制の指針」を公表し⁽¹⁹⁾、内部統制がリスクマネジメントと一体となって機能すべきことを提唱し、企業構成員および会社機関等ごとに果たすべき役割を示している。

この報告書では、「内部統制とは、企業がその業務を適正かつ効率的に遂行するために、社内に構築され、運用される体制およびプロセス」と説明されている。

経済産業省では、さらに、平成17年8月「企業行動の開示・評価に関する研究会（座長・伊藤邦雄一橋大学副学長）」の「コーポレートガバナンスおよびリスク管理・内部統制に関する開示・評価の枠組について - 構築および開示のための指針 - 」を公表し⁽²⁰⁾、企業経営者が自社の経営環境、業種形態、規模等を勘案し、ステークホルダーの期待を踏まえ、各企業の経営理念、事業目的等に照らしてそれぞれの企業に適したコーポレートガバナンスおよびリスク管理・内部統制の在り方を模索、検討したうえで、それらを確立・整備・運営していくための指針を示し、これを制度開示へ反映させることを提言している。ここでは、内部統制は「企業経営者の経営戦略や事業目的等を組織として機能させ達成していくための仕組み」と説明されている。

上記報告書は、指針として、コーポレートガバナンスの確立 健全な内部環境の整備・運用 トータルにリスクを認識・評価 リスクへの適切な対応 円滑な情報伝達の整備・運用 業務執行ラインにおける統制と監視の適切な整備・運用 業務執行ラインから独立した監視（内部監査）の確立、を指摘し、特に と が重要であるとする。

(8) 法的義務としての位置づけ

いずれにしても、内部統制システムを法的に厳格に定義することは困難である。企業が、適法かつ効率的に運用されるための企業内のシステムという、幅広い捉え方で十分であろう。商法・会社法、監査役監査基準、経済産業省報告書が、それぞれ違うのは、視点・立場の違いの反映と思われる。例えば、取締役会には業務の効率性の確保の観点が問われるのに対し、監査役には財務情報の適正な開示に関する監査が要求されるなどである。また、法律において、委員会設置会社、監査役設置会社では、内部統制システム構築に向けての機能・担当に違いがあることに留意しなければならない。

取締役会が、内部統制システム構築の基本的職務を担っていることは明らかであるが、委員会設置会社の場合と監査役設置会社の場合とでは、その分担のあり方は異なる

っている。監査役設置会社の場合、内部統制システムの構築も業務執行の一つと考えたと、その職務・機能分担も特に他の業務と異ならない。大和銀行事件などの判例もそのような枠組みで取締役会、個々の取締役、監査役の責任を判断している。

これに対し、委員会設置会社の場合、監査委員会の職務の執行のために必要なもの(416条1項1号口)と取締役会が執行役の監督のために必要なもの(同号ホ)とに分けられる。

2. 「財務情報の正確性」を中心とする内部統制システムの議論の進化

内部統制という概念は、主に「財務情報の正確性」を追求する中で、考え出された概念である。それが、リスク管理という視点と結びつき、企業の広範な活動をコントロールする概念へと発展してきたものと思われる。

財務情報の正確性を求める「内部統制システム」と役員「内部統制システム構築義務」の内容は、基本的には共通するものも多いが、全く同一のものでもないので、議論の混乱を避けるためにも、各分野での内部統制システムに関する議論をまとめておく必要がある。

ここでは、前項で検討したもののほか、内部統制の議論のうえで重要なものを簡単に紹介する。これらに関しては、多数の文献があるので詳細はそれらを参考にされたい。

COSO レポート

グローバルに「内部統制」の議論を定着させたのは、COSO レポート⁽²¹⁾(以下「COSO」という)である。COSOは、内部統制を「業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守の三目的の達成に関して合理的な保証を提供することを意図した、事業体の取締役会、経営者およびその他の構成員によって遂行されるプロセス」と定義する。

COSOは、内部統制の議論において、画期的なものではあったが、歴史的な背景から「財務報告の信頼性」を中心とした会計士、会計学者の観点が主であるとの評価がある⁽²²⁾。

COSOは、2004年9月、リスクマネジメントの観点を取り入れたCOSO ERMを発表し、リスク管理には目的の設定、リスクの識別、評価、優先順位の高いリスクに対する経営者としての対応、会社として挑戦すると決定したリスクを低減する統制の構築、統制が機能していることを監視するメカニズムの設計・導入が必要であるとしている⁽²³⁾。

前記、経済産業省の報告書もCOSOの影響が大きいとされている。

米国のSOX法

わが国の内部統制システムの議論に大きく影響を与えたもう1つの要因として、米国における企業会計改革法(いわゆるサーベーンズ=オクスレー法⁽²⁴⁾以下「SOX法」という)がある。

SOX法は、米国におけるエンロン社やワールドコム社等、会計不正による企業破綻の教訓を踏まえ、米国の証券市場に対する信頼を回復させるために制定された法律である。SOX法は、企業の経営者を中心に会計不正を起こさないための様々な規制を定めた。主な内容は、役員に対する規制、開示責任の強化、内部統制評価報告義務と監査、監査委員会の独立性強化、外部監視機構の設置などである。

内部統制システムに関連して、特に注目されるのは、SECが規則を制定し、発行企業の年次報告書に内部統制報告を含めることを義務付けていること(404条)、発行企業のCEOおよびCFOによる年次報告書および四半期報告書の認証を義務付けていること(302条)、302条の認証とは別に、CEO、CFOに財務諸表を含む定期報告書の法令遵守および適正表示の認証を義務付けている(906条)ことなどである。906条に故意に違反すると20年以下の禁固刑、500万ドル以下の罰金が科せられるという厳しい規制である⁽²⁵⁾。

「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」

内部統制システムの議論が、前述のとおり会計の分野を中心に行われてきたことは、多くの人が指摘してきたところであるが、わが国において最近公表された企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準(公開草案)」⁽²⁶⁾は、

内部統制システムの整備について具体的な基準を提示している点で参考になる。もっとも、上記基準は、タイトルからも明らかなように、対象を財務報告に限定してのものであるから、経営者が構築すべき内部統制システム全般についてどの程度妥当するかについては、留保をしておかなければならない。また、上記基準は、日本版SOX法などと呼ばれることもあるが、法令としての性質を持つものではない。草案は、内部統制とは、業務の有効性および効率性 財務報告の信頼性 事業活動に関わる法令等の遵守 資産の保全、の4つの目的の達成のために業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスと定義し、そのプロセスは、統制環境 リスクの評価と対応 統制活動 情報と伝達 モニタリング（監視活動） IT（情報技術）の利用の、基本的要素から構成されるとしている。

草案は、経営者は、内部統制を整備・運用する役割と責任を有しており、財務報告に係る内部統制については、その有効性を自ら評価しその結果を外部に向けて報告することを求めている。また、経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価は、その評価結果が適正であるかどうか、当該企業の財務監査を行っている公認会計士等が監査することとするが、その監査は、経営者の作成した評価結果のみを対象に行えばよく、いわゆるダイレクト・レポートングまでは行わない。一方、内部統制の限界として、内部統制は 判断の誤り、複数の担当者による共謀 当初予定していなかった環境の変化、非定型の取引などにより機能しないことがある。

内部統制の整備・運用には費用と便益との比較衡量が求められ、経営者が不当な目的の為に内部統制を無視することがある、と指摘しているのも、特徴である。

その後、上記公開草案に対し寄せられた意見を参考に、「財務報告に係る内部統制の評価と監査の基準案」がまとめられ、発表された⁽²⁷⁾。

3. 内部統制システムの構築を巡る判例の考え方

内部統制システムを巡る法分野での議論、「財務情報の正確性」を中心とする内部統

制の議論を概観したので、内部統制システム構築の法的義務と責任についての議論に入ることとする。

「内部統制システム構築の法的義務・責任」は、誰の誰に対するものであるのか。会社法は、基本的に取締役会にその義務を課しているので、取締役会が責任者ということになる。しかし、法的な性質としては、取締役会を構成する個々の取締役の会社に対する義務・責任ということになる。また、業務執行としての内部統制システムの構築責任を考えると、業務執行取締役あるいは執行役のうち、内部統制システム担当者の会社に対する義務・責任ということになる。

従って、責任追及の形態としては、株主代表訴訟がほとんどであった。以下、内部統制システムの構築が問題となった代表的な判例を検討し、裁判所が「内部統制システム構築の義務・責任」をどのようなものとして捉えているか検討する。

大和銀行株主代表訴訟事件

まず、最初に検討しなければならないのは「内部統制システム」構築義務を正面から問題とした、大和銀行株主代表訴訟事件大阪地裁判決である⁽²⁸⁾。本判決は、多様な法的問題を含み、また賠償金額の高さから、役員への責任の減額を認める商法改正の契機になったもので、論ずべき点は多いが、本稿では、「内部統制システムの構築」に絞って検討する。

a) 内部統制システムの理解

判決は、争点1（内部統制システムの構築に関する任務懈怠の有無）において、内部統制システムおよびリスク管理について、次のように説明している。

健全な会社経営を行うためには、事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスクの状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が必須である。会社の規模、特性等に応じたリスク管理体制の整備が必要である。この、リスク管理体制が内部統制システムであるとする。リスクには、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなどがある、としているところから、ここでいうリスクは、単に損失・損害という企業にとって、不利な事象という意味より、いわゆる不確実性をいっているものと考えられる。

そして、取締役は、自ら法令を遵守するだけでは十分でなく、従業員が会社の業務を遂行する際に違法な行為に及びことを未然に防止し、法令遵守経営を実現するための、従業員の違法行為を未然に防止するための法令遵守体制を確立する義務がある、とする。この法令遵守体制の整備は、事務リスクの管理体制の整備のことであると述べる。つまり、法令遵守体制（コンプライアンス体制）の整備は、リスク管理の一部ということになる。本件のような、従業員の不正行為を防止することが、法令遵守体制の整備の問題であるかは、疑問であるが、事務リスクの問題であるという指摘は意義がある。

いずれにしても、本判決の内部統制システムの総論部分に関しては、リスク管理体制が上位の概念で、法令遵守体制の整備は、その一部であるという理解であるように読める。また、リスクが不確実性を意味しているとする、商法施行規則193条5号の「損失の危険の管理」より広い概念かと思われる。

b) 内部統制システム構築の義務

判決は、「会社経営の根幹に係わるリスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要する」とするが、この「大綱」とは、どのようなものを指し、また、取締役会としてはどの程度の大綱を決すれば、義務を尽くしたことになるのか、明らかにしていない。

結局、本判決では、リスクのうち、ニューヨーク支店における財務省証券取引およびカストディ業務に内在する事務リスクを適切に管理する体制を整備していたか、そしてこれに関し、取締役または監査役としての監視義務違反または監査義務違反が認められるか判断しているに留まる。

c) 損害賠償責任の根拠

本判決は、ニューヨーク支店の事務リスク管理体制について、証拠上は、大綱のみならず、具体的な仕組みについても整備されていなかったとはいえない、としている。そして、行員による財務省証券の無断売買が生じた原因を、もっぱら財務省証券の保管残高の確認方法が適切さを欠いていたことに求めている。任務懈怠を認められたの

は、以下の事項である。 検査部の担当取締役の決裁を経て作成された検査要領に基づいて検査部が検査を実施していたという事実により、検査部の担当取締役が、業務担当取締役あるいは使用人兼務取締役として、財務省証券の保管残高の確認方法が適切さを欠いていた 店内検査および内部監査担当者による監査は、ニューヨーク支店長の指揮下で実施されるので、取締役が支店長を務めている場合は、同支店長が業務担当取締役あるいは使用人兼務取締役として財務省証券の保有残高の確認方法が適切さを欠いていた 米州企画室の担当役員は、米州企画室が実施した財務省証券の保有残高の確認方法が適切さを欠いていたこと、に任務懈怠の責任がある。

いずれも、業務担当取締役あるいは使用人兼務取締役として、具体的な業務に関する任務懈怠の責任を認められているのであって、組織全般の内部統制システム構築の責任が問われたわけではない。

法令遵守経営に関しては、米国法令に違反したことが、大和銀行の取締役として法令遵守という観点に立った会社経営を行ったのか否か、すなわち会社経営の専門家として適切な経営判断を怠ったのか、という善管注意義務と経営判断の問題として判断しており、内部統制システムの構築とは直接関係がない。

d) まとめ

結局、判決は内部統制システム（リスク管理体制）の大綱について取締役会に決定義務があることを明らかにしたが、多額の賠償責任の根拠は、取締役会の構成員としてではなく、財務省証券の保有残高確認を怠った業務執行の取締役に、具体的な職務懈怠責任を認めたとということになる。

取締役会としての内部統制の構築責任は経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に広い裁量が与えられる、というのが判決の結論である。判決が肯定した取締役の責任とは必ずしもつながらないので、あえて判決でこのような責任に触れる必要がなかったともいえるが、原告の請求原因が、内部統制システムの構築義務に基づくものであったので、これに応えたということであろうか。

リスク管理体制を、内部統制システムと同義としているのは、判決の指摘する「リスク管理体制」を法令遵守体制や、不確実性への対応を含む広い概念で捉えているか

らであろう。

ダスキン株主代表訴訟事件

a) 2つの判決

ダスキンは、その運営する「ミスタードーナッツ」において、食品衛生法上使用の許されていない添加物を含んだ「大肉まん」を販売したため、大阪府からその販売禁止を命じられ、また食品衛生法違反で罰金刑に処せられた。ダスキンの株主は、これらの一連の行為により会社に生じた損害106億2400万円の支払いを求めて株主代表訴訟を提起した。裁判所は、弁論を分離し、2名の被告には請求どおりの賠償を命じる判決をしたが⁽²⁹⁾、残りの被告については1名に賠償を命じ、他の被告に対する請求を棄却した⁽³⁰⁾。内部統制システムの関係で取り上げるのは後者の判決である。

b) 法令遵守体制の整備

本判決の特色は、法令遵守体制について判断している点である。本判決は、「リスク管理・内部統制システム」については大和銀行事件と同一の認識を示しているが、大和銀行事件が事務リスクについて判断したのに対し、本判決はリスク管理体制のうち、違法行為を未然に防止するための法令遵守体制の整備について判断しているところに特徴がある。

本件の違法行為は、食品販売に関する事業部門の業務担当取締役および使用人兼務取締役が、自社が販売していた食品に食品衛生法上使用が許されていない添加物が含まれていることを知ったにもかかわらず、その販売を継続したことと認定されている。この違法行為を、未然に防止するための法令遵守体制が欠如していたかが判断されている。

c) ダスキンにおける法令遵守体制

ダスキンの法令遵守体制について、裁判所は、担当取締役は経営上の重要な事項を取締役会に報告するように定められており、従業員に対しても、ミスや突発的な問題は速やかに報告するよう周知徹底していた。違法行為が発覚した場合の対応体制に

ついて定めていた（「内部摘発」による発覚も想定） その上で、実際に起こった食中毒に関する企業不祥事の事案を取り上げて注意を促すセミナーを開催していた、などの事実を総合して、ダスキンにおける法令遵守体制は整備されていなかったとまではいえない、としている。

原告は、違法行為等があれば即座に「コンプライアンス部」または「品質管理機関」を通して取締役会に報告される体制を構築すべきであった、また、違法添加物の使用を発見した際、どのように報告し行動しなければならないのか、等についてマニュアルを作成し、従業員に周知徹底させるべきであったと主張したが、裁判所はそこまでの義務を会社には認めなかったものである。

d) 責任を認められた取締役

本判決では、1名の取締役だけが責任を認められたが、当該取締役が専務取締役生産本部担当であって、「大肉まん」への使用が許されていない添加物が含まれていることを知った場合、担当外であっても社長に報告義務があるとして、その義務懈怠により責任を認めた。

ヤクルト株主代表訴訟事件

本件は、ヤクルト本社で行われたデリバティブ取引により平成10年3月期に約533億円の特別損失が発生したことに関する株主代表訴訟である。特に問題となるのは、実際にデリバティブ取引を行った取締役以外の役員の監視義務違反の責任である。

判決は、この判断の前提として、ヤクルトのデリバティブ取引についてのリスク管理体制について検討している。ただし、本事案で判断されている「リスク管理体制」は、ヤクルトにおけるデリバティブ取引についてのものであり、リスク管理全般に及ぶものではないことに注意を要する。

判決が認定したヤクルトのデリバティブ取引についてのリスク管理体制は、次のとおりである。 デリバティブ取引の実現損益について経営政策審議会および取締役会に報告されていた。 監査法人の助言に従いデリバティブ取引の制約事項を設けた。

個別取引報告書の制度を設け資金運用部門以外の監査部門によるチェックが行われ

た。監査法人はデリバティブ取引を詳細にチェックしていた。計算上の含み損が監査役、社長らに報告されていた。常務会においてデリバティブ取引の整理・縮小方針が定められ、資金運用に関する決裁規程を見直した。

これを前提として、取引の実行者以外にも社長などがデリバティブ取引のリスク管理に関与していた。監査室と資金運用チームによる相互牽制体制がとられ、取引実行部門と監査部門の分離・独立が図られていた。想定元本額による規制および計算上の含み損の把握が行われているとして、ヤクルト本社には一定の時点において、デリバティブ取引の規模および危険性に対応するだけの相応のリスク管理体制が構築されていた、と認定された。

本判決は、資金運用業務の担当取締役1名には一部善管注意義務違反の責任を認めただが、他の取締役の監視義務について、本件デリバティブ取引に関する具体的なリスク管理体制を怠っていたと認められる場合において、個々の取締役が違法な職務執行を行い会社が損害を被ったときは、他の取締役についても、監督・監視義務を内容とする善管注意義務違反を問われる余地がある。リスク管理体制が構築され、これに基づき個々の取締役の職務執行に対する監視が行われている限り、個々の取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情が存在しなければ、他の取締役が、代表取締役や担当取締役の職務執行が適法であると信頼することには正当性が認められる、として責任を問わなかった。

判例の傾向

上記3判例は、役員の責任を認める場合も、具体的な損失発生の防止を怠ったことにその根拠を求めており、商法あるいは会社法が取締役会に求めている、内部統制システムの構築を怠ったことを根拠とするものではない。むしろ、そのような内部統制システムは一応構築されていたことを認定している。内部統制システムの整備の内容は、取締役の広範な裁量に委ねられる（大和銀行事件判決）。つまり、取締役としては、その判断で、相当と思われる内部統制システムを構築すれば、義務を果たしたことが推定され、これを義務違反と主張するものが立証責任を負うことになる。内部統制システムの整備も経営判断の問題と捉えれば、当然の帰結ともいえる。

4. 役員のとるべき対応

上記判例で概観してきたように、役員ของบริษัทに対する損害賠償義務の問題としては、代表取締役や業務担当取締役はリスク管理等のために内部統制システムを構築し、これに基づいて個々の取締役の職務執行を監視する義務を負うが、このような体制が構築されて監視が行われている場合には、個々の取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情が存在しない限り、監視義務違反の問題は生じない⁽³¹⁾との考え方が定着している。内部統制システムの構築責任が、法律上規定されたからといって、役員の実任が加重されたというわけではない⁽³²⁾。業務の効率性を考慮しながらリスク管理体制の整備を図ることは、経営者として当然であることに法改正前後で変わりはない。

ただし、内部統制システム概念が整理され、具体化されれば、当然これに沿った職務としての内部統制システムの構築義務が生ずる。役員は今後の内部統制システムの議論の進化には注意しなければならない。その点、「財務報告の適正」については、前述のとおり評価・監査の基準が示されたので、これに明らかに反すれば善管注意義務違反を問われることとなる⁽³³⁾。

問題は、日本の民事訴訟の構造上、役員の実任が会社に対する損害賠償責任という形でしか判断されないことである。内部統制システムの整備を怠っても、問題となった事故による損害との相当因果関係がなければ、役員の実任損害賠償責任は生じない。一方、因果関係が認められれば、多額の賠償責任を負担させられる⁽³⁴⁾。

経営者の責任は、必ずしも損害賠償責任に結びつく法的責任だけとは限らない。「経営判断の原則」もそのような考慮から生み出されたものである。判例が、内部統制システムの大綱の決定を取締役会の責任としながらも、経営判断の問題として取締役の広範な裁量に委ねたことはやむを得ない面もある。

このような漠然とした職務を法律で規定することに意味があったのかという疑問も湧くが、取締役としては、企業運営に当たって、常に心得ておかなければならないテーマであることは明らかである。前記判例に従う限り、内部統制システムの構築義務に反したとして損害賠償義務を負担させられる可能性は低いが、役員の実任としての

内部統制システムの構築責任があることは明らかとなった。監査委員会あるいは監査役という組織内のモニタリングに加え、外部からのモニタリングなどによって、内部統制システムが健全に機能することを確保しなければならないのである。

判例が、「リスク管理体制」を重視していることから、役員にとっては当該企業にとっての主要なリスクが何であるかを検討することは必須である。これを怠ると、役員個人の損害賠償責任に繋がる。もっとも、内部統制システムは役員個人の責任を問題とするものではなく組織全般の意識・環境の問題である。この点についての内部統制の責任者の意識を高めることが重要である。

【注】

- (1) 西武鉄道株式の名義偽装に関連し、コクドの前会長が証券取引法違反（有価証券虚偽記載、インサイダー取引）で起訴され、2005年10月27日、東京地方裁判所において、有罪判決を受けた。法人としての西武鉄道（有価証券虚偽記載）、コクド（インサイダー取引）も有罪判決を受けた。
- (2) カネボウの平成13年度から15年度にかけての粉飾決算に関し、元会長兼社長および元副社長が証券取引法違反（虚偽有価証券報告書の提出）で逮捕・起訴されるとともに会計監査人であった中央青山監査法人の公認会計士もこれに関与した疑いで逮捕・起訴された。
- (3) 2005年8月実施、民事系論述式試験の第一問。委員会等設置会社において、内部統制システムの整備に不備があった場合の取締役の第三者に対する責任（商法特例法21条の22）に関するもの。
- (4) 大阪地判平成12・9・12判例時報1721号3頁
- (5) 岩原教授は、本判決をリスク管理体制および法令遵守体制を併せて「内部統制システム」と呼んでいる、と評している。岩原紳作「大和銀行事件代表訴訟事件第一審判決と代表訴訟改正問題（上）」商事法務1576号11頁
- (6) 同事件の担保提供事件から、「内部統制システム」構築の義務は問題となっている。大阪地決平成9・4・18判例時報1604号139頁は、原告が主張自体失当であることを認識しつつも本件訴訟を提起したもとして、悪意を認定して、担保提供を認めたが、大阪高決平成9・11・18判例時報1628号133頁は、これを取り消し、原告の主張は不十分ではあるがなお悪意とはいえないとして、担保提供の申し立てを却下した。
- (7) 土田義憲「会社法の内部統制システム」中央経済社（2005年）2頁
- (8) 江頭教授は、これをもって、「取締役会に対し内部統制システムの構築を義務づけたもの」

とする。江頭憲治郎「株式会社・有限会社法（第4版）」有斐閣（2005年）470頁

- (9) 弥永教授は、5号はリスク管理体制で、6号が内部統制システムの整備であるとし、取締役会は、リスクの種類や重大さあるいは損害をもたらす蓋然性の大きさに応じた実効的な内部統制システムおよび内部監査体制を構築するための規程を定め、内部監査部門の被監査部門からの独立性、内部監査部門の情報収集のための権限と能力の確保、適切な人材の配置による実効性の確保、内部牽制および内部監査の有効性の検証、必要に応じた外部の専門家の利用、取締役会または監査委員会に対する報告系統の確立などについて、十分な方策を講ずる義務があるとする。弥永真生「コンメンタール商法施行規則」商事法務（2003年）556頁
- (10) 現行商法施行規則193条は、法令・定款への適合と「効率性」を目的としているのに対し、会社法は、法令・定款への適合と業務の「適正」を目的としている。「効率性」と「適正」では意義が異なる。商事法務1739号17頁相澤発言参照。
- (11) 株式会社のうち、大会社については、その活動が社会に与える影響が大きいことから、適正なガバナンスが重要であることが立法理由とされる。相澤哲編著「一問一答新会社法」商事法務（2005年）128頁。
- (12) 法務省令案について商事法務1750号10頁。
- (13) 省令案段階の全般的な解説として、税務経理協会編「新会社法施行規則案のすべて」24頁以下
- (14) 会社法施行規則140条は、清算株式会社について規定している。
- (15) 中央経済社編「新会社法詳解」（2005年）70頁。
- (16) 第15条（内部統制システムの整備状況の監査）1．監査役は、取締役が次の諸事項を含む内部統制システムを会社の規模および事業内容等に照らして適切に構築しているかを監視し検証しなければならない。(1)取締役および使用人の職務執行が法令または定款等に違反しないための法令遵守体制(2)会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制(3)財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制 2．監査役は内部統制システムの構築状況および運用状況についての報告を取締役から定期的に求めなければならない。 3．監査役は前項に定める報告のほか、内部監査部門等との関係および会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証する。 4．監査役は内部統制システムに関する監査の結果について、適宜取締役会に報告し、必要があると認めるときは、取締役に対し内部統制システムの改善を助言または勧告しなければならない。
- (17) 別冊商事法務277号監査役監査基準の全面改訂16頁
- (18) 監査役監査基準の他の条項で内部統制システムに関連するものとして、22条（監査計画および業務の分担）、27条（監査役監査の環境整備）、29条（内部監査部門等との関係）34条（子会社の調査等）、35条（会計監査人との関係）がある。前掲別冊商事法務277号110頁
- (19) 商事法務1670号49頁
- (20) 商事法務1743号68頁
- (21) 「internal Control-Integrated Framework」COSO（Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission）は、米国80年代における不正な財務報告問題対策の

ための「不正な財務報告全米委員会（トレッドウェイ委員会）」を後援するための自主的な民間組織である。トレッドウェイ委員会の最終報告書において、内部統制の重要性が提起されたことを受けて、内部統制のフレームワークを検討し、1992年にCOSOレポートを提唱した。「内部統制の統合的枠組み - 理論編、ツール編」白桃社として翻訳が出版されている。COSOに関する書籍は、その他多数出版されている。

- (22) IBM ビジネスコンサルティングサービス著「企業改革法が変える内部統制プロセス」日経BP社（2005年）27頁
- (23) 前掲「会社法の内部統制システム」268頁など
- (24) Sarbanes-Oxley Act of 2002
- (25) 松尾直彦「米国企業会計法への対応と現状」商事法務1667号4頁はSOX法の内容と日本企業との関わりについて記述されている。
- (26) 2005年7月13日公表。企業会計審議会内部統制部会（八田進二部会長）が中心となって作成した。新会社法A2Z第5号（第一法規）22頁で八田教授ご自身が解説しておられる。
- (27) 2005年12月8日。この基準案は、有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書の制度の一層の活用を促すことに資するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価および公認会計士等による監査の義務化のあり方についての検討に際して、議論のベースを提供する役割が期待されている。
- (28) 大和銀行株主代表訴訟は判決で、「内部統制システム」を論じた最初のものといえるが、「内部統制システム」という用語は使用していなくても、実質的に同様の議論をしている判例は大和銀行事件以前にも見られる。例えば、東京電力株主代表訴訟第一審判決平成11・3・4判例タイムズ1017号215頁では、東京電力が支店、営業所で架空、水増しの発注により裏金を作ったことが税務当局に発覚したことについて、原告は「取締役が従業員による不正行為および不正行為による危険を管理するシステム構築を怠った」ことを請求原因として主張した。判決は、東京電力においては、組織的的確かつ効率的な運営を図り、かつ業務を遂行する上において創意と個性を発揮することに資するよう職務権限規程が存在するとし、物品の購買等に係る権限の委譲、責任の配分、従業員に対する指導監督体制、物品ごとに定められた手続きは、合理的で適正さが担保されているとして取締役責任はないとした。
- (29) 大阪地判平成17・2・9判例時報1889号130頁
- (30) 大阪地判平成16・12・22判例時報1892号108頁
- (31) 岩原紳作「大和銀行事件代表訴訟事件第一審判決と代表訴訟改正問題（上）」商事法務1576号14頁
- (32) 森田教授は、内部統制の設置義務の履行状況は、営業報告書においてこれに関する取締役会決議の概要が記載されるだけであり（商法施行規則104条）、商法の内部統制システムに関する基準が、取締役の善管注意義務の内容をなすものが明らかでない、とする。月刊監査役504号別冊付録・森田章「内部統制システムの設置・維持の法的意義」16頁
- (33) 会社法432条1項は、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」と規定した。

- (34) 大和銀行事件をきっかけに賠償額の制限が法定されたが(現行商法266条7項) 数千万円の賠償額は日本の役員にとって、なお負担が小さいとはいえない。